

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

市長を会長とし、深川市防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること等を任務とするものである。

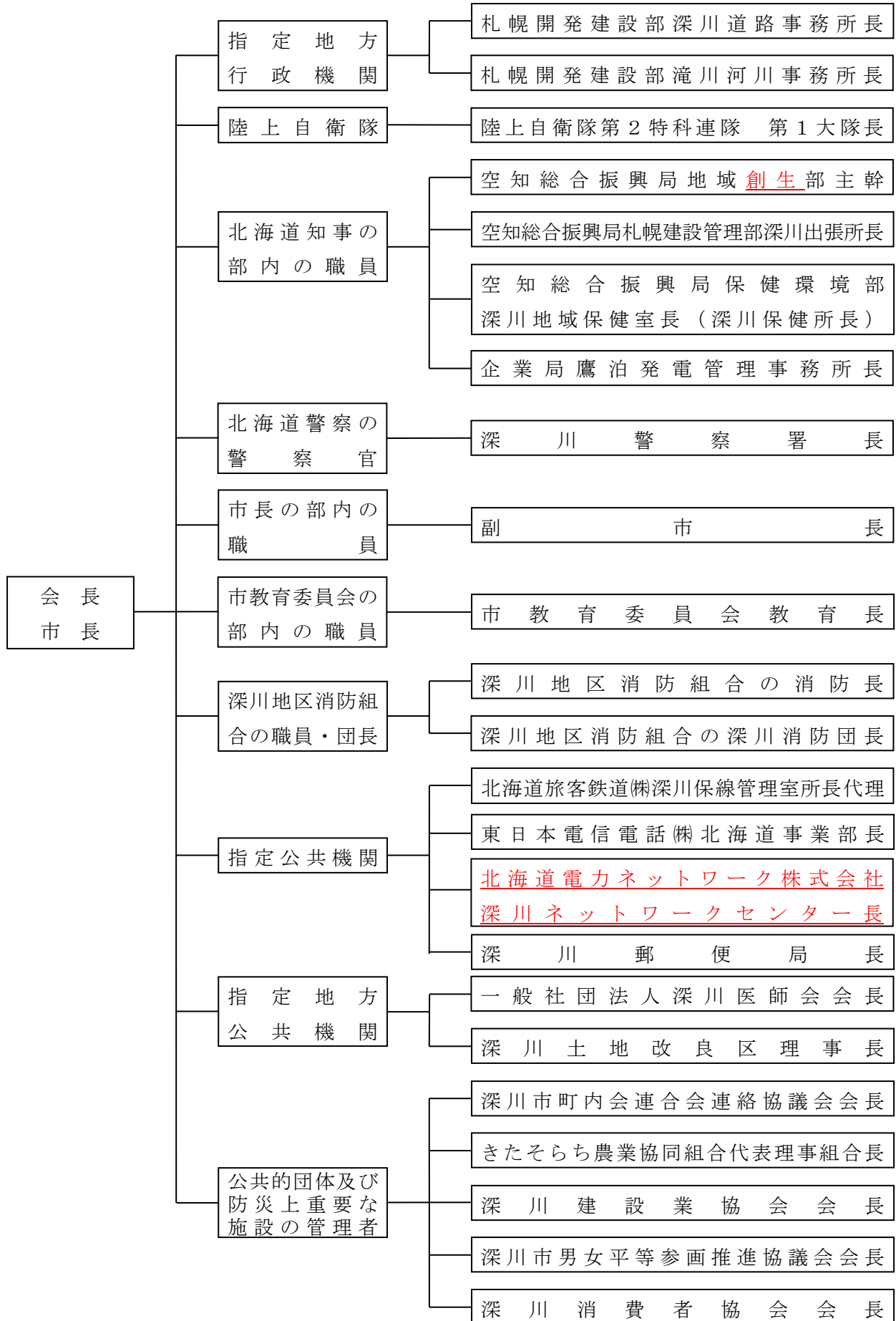
1 防災会議の運営

防災会議の運営は、深川市防災会議条例（昭和38年深川市条例第65号）及び深川市防災会議運営規程（昭和39年深川市防災会議規程第1号）の定めるところによる。

（資料編 資料6-1 深川市防災会議条例）

（資料編 資料6-2 深川市防災会議運営規程）

2 防災会議の組織



第2節 災害対策本部

深川市災害対策本部（以下「本部という。」）は、基本法及び深川市災害対策本部条例（昭和38年条例第66号）に基づいて、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、市防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

（資料編 資料1-1 災害対策本部組織図）

（資料編 資料6-3 深川市災害対策本部条例）

1 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2の規定により、次の各号の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨又は大雪特別警報が発表されたとき。
- (2) 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 主要河川については氾濫注意水位に達し、その後著しく水位の上昇が予想され、かつ、複数の地域において被害が発生することが予想される時。
- (4) 震度5（弱）以上の地震が発生したとき。
- (5) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- (6) 大規模な火災、爆発、停電等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき。
- (7) その他災害が市民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 局地的な災害で、被害の規模が極めて限定された範囲のもの又は、支援、協力部課が少数で対応可能である場合は、本部に準じた体制を取り、より迅速な災害対応を行うものとする。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、報道機関等に周知する。

- (1) 全職員（庁内放送、無線、有線電話、LINEなど）
- (2) 防災関係機関、空知総合振興局及び報道機関（無線、有線など）
- (3) 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車など）

3 本部設置場所

- (1) 本部は、市庁舎に設置することを原則とする。また、この場合、本部情報連絡室を同時に設置する。（市庁舎内における設置場所は下表のとおり）
- (2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関に標示板を掲出するものとする。

【災害対策本部市庁舎設置場所】

名 称	設置場所	機 能 等	設置条件
災害対策本部	庁舎3階 会議室3-2	本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部情報連絡室	庁舎3階 自治防災係	情報収集・分析のためのスペース 【配備品】 地図、ホワイトボード、防災無線 道防災無線、災害時優先電話	必ず確保
プレスルーム	庁舎3階 応接室	記者発表を行うスペース	状況に応じて
関係機関事務室	庁舎3階 大会議室	関係機関からの応援職員等の事務スペース	状況に応じて
ボランティアセンター	深川市社会 福祉協議会	ボランティア受付及び活動調整用スペース	状況に応じて

4 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急に諸対策を行うため必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により、適切な指示を講ずるものとする。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。
 - ア 本市の地域に災害発生の危険が解消したとき。
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、空知総合振興局、報道機関等に通知するものとする。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

6 本部の組織及び所掌事務

- (1) 本部に部及び班を置く。
- (2) 本部の組織は、「資料編 資料1-1 災害本部組織図」のとおりとする。
- (3) 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する部課、並びにそれぞれ

の部、班の所掌事務は、「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」のとおりとする。

- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定めて指示するとともに、本部長へ報告する。

- (5) 災害状況、又は必要と認めるときは、本部長は「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」と異なる編成を各部班に指示することができる。

- (6) 本部に準じた体制による災害対応の場合についても、各部、班の所掌事務は、「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」のとおりとする。

(資料編 資料1-1 災害対策本部組織図)

(資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表)

7 本部の運営

本部が設置された場合、本部に「本部会議」及び「本部情報連絡室」を置く。

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長、本部員及び本部情報連絡室長をもって構成する。

- | | |
|--------------|------|
| (ア) 本部長 | 市長 |
| (イ) 副本部長 | 副市長 |
| (ウ) 本部員 | 各部長 |
| (エ) 本部情報連絡室長 | 総務課長 |

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
(イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
(ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
(エ) 関係機関に対する応援要請及び救助法の適用要請に関すること。
(オ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し開催する。
(イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
(ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
(エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、企画総務部長にその旨を申し出ることができる。

(2) 本部情報連絡室

ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------------|
| (ア) 室長 | 総務課長 |
| (イ) 室員 | 自治防災係職員 |
| (ウ) 連絡員 | 各部の情報責任者が指名した職員をもってあてる。 |

ウ 室長は、災害の規模・状況に応じて必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室に常駐させ、

所属部の情報連絡責任者との連絡にあたらせるものとする。

エ 室長は、室員に災害に関する情報の収集、分析、及び災害対策に必要な情報の整理等にあたらせるものとする。

(3) 本部に準じた体制の場合

ア 副本部長、関係各部長及び本部情報連絡室長により対策の検討をおこなうものとする。

イ 本部設置と同様の事務及び対策を行うものとする。

(4) 災害情報連絡責任者

ア 各部に災害情報連絡責任者を置く。

イ 各部長は、あらかじめ所属職員の中から情報連絡責任者を指名しておくものとする。

ウ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

(ア) 所属部内の職員の動員、配備態勢の状況掌握

(イ) 所属部の災害、被害の状況の調査収集

(ウ) 応急対策の実施・活動状況の掌握

(エ) 応急災害対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求

(オ) 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

8 複合災害発生時の体制

複数の災害がほぼ同時、又は時間をおいて発生することによって起こる複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地本部担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

9 市長の職務の代理

緊急幹部会議の招集や災害対策（連絡）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故等があり、判断を仰ぐことができない場合は、副市長、企画総務部長の順にその職を代理する。

10 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

イ 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

○ 本部各班の業務分担は、「資料編 資料1-2 災害対策本部業務分担表」のとおりとする。

(2) 非常時の非常配備体制

区分	配備の体制	配備の内容	任務	担当部課
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 北空知管内で震度4の地震が発生したとき。	情報連絡のため総務課自治防災係が当たる。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	自治防災係
	3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。		各部・課長等
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 特別警報が発表されたとき。 4 高齢者等避難・避難指示の発令をおこなうとき。 5 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	本部又はそれに準じた体制をとり、応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。 その他の班の班長は各自班員との連絡体制を整え直ちに災害対応にあたる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	全職員 関係対策班員(参集) その他の班員(準備)
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業務全般の実施	全職員(参集)

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

11 本部各班の配備要員

動員(招集)の方法は次のとおりとする。

(1) 動員(招集)

ア 総務班長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。

イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各班においては、あらかじめ班内の動員(招集)系統を確立しておくものとする。

オ 本部に準じた体制を取った場合における職員の動員(招集)は、防災計画の定めに基づいて行うものとする。

(2) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるこ

とを覚知したときは、連絡通信網が途絶した場合においても、職員各自の判断により配備計画に基づき、直ちに所属又は予め指定された場所に緊急参集し配備につくものとする。

(3) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、職員は、休日・夜間においても迅速に初動体制が取れるよう連絡体制を整備する。

12 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合など、本部の設置もしくは、それに準じた体制がとられたときは、その一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部情報連絡室長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達等を行う。

(イ) 本部情報連絡室長は、北空知管内で震度4以上の地震が発生した場合、空知総合振興局その他関係機関と連絡をとり、地震情報の收受・伝達等を行う。

(ウ) 関係班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

(エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。

(イ) 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。

(ウ) 本部情報連絡室長は、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観的に情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(エ) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

a 事態の重要性を班員に周知徹底し、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災地（被災予想地）へ配置すること。

c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともにその活動状況を随時本部長に報告するものとする。